

○須賀川市指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱

(設置)

第1 須賀川市指定給水装置工事事業者規程（平成10年須賀川市告示（水）第1号。以下「規程」という。）に定める指定の取消し又は停止に関し審査するため、須賀川市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 規程第8条の規定による指定の取消し
- (2) 規程第9条の規定による指定の停止

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 上下水道部長

委員 経営課長、水道施設課長

(会議)

第4 委員長は必要に応じ会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故あるときは、経営課長がその職務を代理する。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(会議の非公開)

第6 委員会は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第8 委員会は、会議の経過と結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、上下水道部水道施設課管理係において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。